(号外)
独立行政法人国立印刷局

諸 事

項

目

省 令

○労働安全衛生規則の一部を改正する 省令 (厚生労働三)

告 壶

〇不動産登記法附則第三条第一項の規 定による登記事務の指定に関する件 (法務一三)

官

〇不動産登記規則等の一部を改正する き事務を指定する件 (同一四) 省令附則第三条第一項の規定に基づ

〇不動産登記規則附則第十七条第一項 の規定に基づく指定に関する件 (同一五)

○電気通信回線による登記情報の提供 よる登記所の指定に関する件 に関する法律第二条第一項の規定に

○動力プレス機械構造規格の一部を改 正する件(厚生労働四

(同一六)

○プレス機械又はシヤー の安全装置構 造規格の一部を改正する件 (同五)

1

裁判所

地方公共団体 破産、 免責、 再生関係

教育職員免許状失効、

会社決算公告 会社その他

公公 告

0

労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、

厚生労働大臣

細川

律夫

○厚生労働省令第三号

省

令

行旅死亡人関

(ストローク端の覆い等) 第百八条の次に次の一条を加える。 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。 平成二十三年一月十二日 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

, 第百八条の二(事業者は、研削盤又はプレーナーのテーブル、シエーパーのラム等のストローク端が 労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、

を講じなければならない。 覆い、囲い又は柵を設ける等当該危険を防止する措置

第百十二条を次のように改める。

第百十二条

え、同項に次の一号を加える。

第百三十一条第二項各号列記以外の部分中「安全装置」の下に(手払い式安全装置を除く。)」を加

三 プレスブレーキ用レーザー 式安全装置にあつては、プレスブレーキのスライドの速度を毎秒十 作動させるための操作部を操作している間のみスライドを作動させる性能を有するものであるこ ミリメートル以下とすることができ、かつ、当該速度でスライドを作動させるときはスライドを

(手払い式安全装置に係る経過措置) 附則中第二十五条の二を第二十五条の三とし、同条の前に次の一条を加える。

,第二十五条の二 当分の間、第百三十一条第二項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分 毎分ストローク数が百二十以下である両手操作式のプレス機械に使用する場合を除く。)」とする。 の長さが三百ミリメートル以上のものにあつては、三百ミリメートル)以下のものであり、かつ、 中「手払い式安全装置」とあるのは、手払い式安全装置(ストローク長さが四十ミリメートル以上 であつて防護板 (スライドの作動中に手の安全を確保するためのものをいう。)の長さ (当該防護板

この省令は、 平成二十三年七月一日から施行する。



〇法務省告示第十三号

附則第三条第一項の規定により、同項の登記事務 を次のように指定する。 不動産登記法 (平成十六年法律第百二十三号)

を生ずる。 この指定は、平成二十三年一月十七日から効力

平成二十三年一月十二日

法務大臣

仙谷

由人

仙台法務局

札幌法務局北出張所 札幌法務局 記 所

登

札幌法務局白石出張所

信託目録の登記事務 信託目録の登記事務 記事 務

信託目録の登記事務

札幌法務局室蘭支局 札幌法務局小樽支局 札幌法務局江別出張所 札幌法務局西出張所 札幌法務局南出張所 札幌法務局恵庭出張所

札幌法務局日高支局 札幌法務局苫小牧支局 仙台法務局塩竈支局 仙台法務局石巻支局 仙台法務局名取出張所 札幌法務局岩見沢支局 札幌法務局倶知安支局 札幌法務局滝川支局 信託目録の登記事務 信託目録の登記事務

0

 $\triangleright$